

北海道告示第11136号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年9月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管 その11)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 子育て支援対策事業 「新子育て安心プラン実施計画」等の円滑な推進を図るため、「北海道安心こども基金」を活用して、保育所の計画的な整備等の実施、認定こども園等の新たな保育の需要への対応、小学校就学前の子どもの教育及び保育に要する費用の無償化に係る事務の円滑な実施並びに新たな子育て家庭支援の基盤の整備を通じて、子どもを安心して育てることができ体制を整備することを目的として、予</p>		<p>補助対象者が次の(1)から(22)までの事業を行う場合における当該事業に要する経費(当該事業ごとに補助対象経費欄に掲げる経費に限る。)。ただし、市町村が事業者当該事業費を補助等する場合にあつては、当該補助等の対象となる事業に要する経費(当該事業ごとに補助対象経費欄に掲げる経費に限る。)</p>		<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第265号様式 保福第267号様式 保福第269号様式 別に指示する様式</p> <p>ただし、(1)～(3)を申請しない場合は、保福第267号様式及び保福第269号様式の添付不要。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第266号様式 保福第268号様式 保福第269号様式 別に指示する様式</p> <p>ただし、(1)～(3)を申請しない場合は、保福第268号様式及び保福第269号様式の添付不要。</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	

算の範囲内で交付する。								
(1) 保育所緊急整備事業	市町村	<p>保育所、幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分等の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、事業を行うにあたり必要な設計費、保育所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して保育所を整備する場合に必要な費用、定期借地権契約により土地を確保し保育所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>2分の1以内又は3分の2以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
(2) 小規模保育整備事業	市町村	<p>小規模保育事業所の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、事業を行うにあたり必要な設計費、小規模保育事業所の開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して小規模保育事業所を整備する場合に必要な</p>	<p>2分の1以内又は3分の2以内</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>					

		な費用、定期借地権契約により土地を確保し小規模保育事業所を整備する場合に必要な権利金や前払地代などの費用、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(3) 認定こども園整備事業	市町村	幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分等の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、事業を行うにあたり必要な設計費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費、施設の改修等に必要費用	2分の1以内又は3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(4) 幼児教育・保育無償化円滑化事業	市町村	市町村における認可外保育施設の無償化の実施及び無償化の実施に伴うシステム改修及び設備整	10分の10以内 (寄附金その他の収入金が					

<p>備を行うために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員（臨時の職に関する場合に限る。以下同じ。）に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託費、使用料及び賃借料、工事請負費（システム改修等に関するものに限る。）、備品購入費（システム改修等に関するもの以外は取得価格10万円未満のものに限る。）、負担金（システム改修等に関する共同開発によるものに限る。）</p> <p>参入促進・能力活用事業実施要綱の3の（4）に定める事業の実施に必要な超過勤務手当、給料及び超過勤務手当以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、</p>	<p>あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>
--	--

		需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料等）、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、委託費、負担金						
(5) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関整備事業	市町村	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有する施設を整備するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、一体的相談支援機関の開設に必要な費用、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	10分の9以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(6) 母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業	市町村	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点双方の機能において、統括支援員を配置するなど、連携強化の一層の推進を図るために必要な報酬、給料及び職員手	3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附					

		<p>当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p>	<p>金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>(7) 子育て世帯訪問支援臨時特例事業</p>	<p>市町村</p>	<p>家事・育児等に体して不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施する際に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p>	<p>4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					
<p>(8) 保護者支援臨時特例事業</p>	<p>市町村</p>	<p>子どもとの関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わりか他、党を学ぶためのペアレントトレーニングを実施す</p>	<p>4分の3以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>					

		る際に人材の要請に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金	り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(9) 子どもの居場所支援整備事業	市町村	家庭や学校に居場所のない子どもを対象とした居場所の提供や家庭環境・養育環境の維持改善を目的として、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に実施する居場所を整備するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(10) 子どもの居場所支援臨時特例	市町村	家庭や学校に居場所のない子どもに対して、子	4分の3以内					

事業		<p>子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を包括的に提供するために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金</p>	<p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				
(11) 子育て短期支援整備事業	市町村	<p>子育て短期支援事業の実施に当たり保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、安定的な提供体制の整備を推進するため、子育て短期支援事業専用の居室の整備に要する工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費</p>	<p>3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				

		又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費						
(12) 子育て短期支援臨時特例事業	市町村	子育て短期支援事業の実施に当たり、保護者がレスパイト・ケアの必要性を感じたときに安定して利用することができるよう、専従・専任職員のハイチ支援を行うとともに、多様化する支援ニーズに応じた支援の提供を臨時特例として実施する際に必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金	3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(13) 一時預かり利用者負担軽減事業	市町村	低所得世帯等の児童が、一時預かり事業における、当該児童の保護者が支払うべき利用者負担額に必要な扶助費、補助	3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額					

		金、負担金	の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(14) 妊婦訪問支援事業	市町村	妊婦健診未受診の妊婦等継続的な状況把握が必要な妊婦を対象として、その家庭を訪問し、妊婦の状態を把握するために必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし、会計年度任用諸君及び臨時的任用職員に関するものに限る）、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金等	2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(15) 特定妊婦等支援整備事業	市、福祉事務所設置町村	特定妊婦等が安心して生活を送ることができる体制整備をするため、特定妊婦等に対して、相談支援の実施や看護師等の専門性を活かした助言等、医療機関等その他関係機関へのつなぎ等の支援を提供する居場所の整備等に必要工事費又は工事請負費及び工事事務	3分の2以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					

		費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費						
(16) 特定妊婦等支援臨時特例事業	市、福祉事務所設置町村	特定妊婦等が安心して生活を行うことができるよう、特定妊婦等に対して、支援の必要性の把握を行うとともに、相談支援の実施や出産までの間、安心して生活を送ることができる居場所の提供等を行うために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金	2分の1以内又は4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(17) 社会的養護自立支援整備事業	指定都市、児童相談所設置市	社会的養護経験者等に体する自立支援の体制整備を推進するため、社会的養護経験者等への生活	3分の2以内 (寄附金その他の収入金が					

		相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備等に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、地域交流スペースの整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(18) 社会的養護自立支援実態把握事業	指定都市、児童相談所設置市	社会的養護経験者等への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等への実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行うために必要な報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、負担金	2分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(19) 児童相談所一	指定都市、	一時保護所の定員超過	10分の9以内					

<p>時保護施設整備事業</p>	<p>児童相談所設置市</p>	<p>解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の創設等の整備を行う際の工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>				
<p>(20) 一時保護専用施設整備事業</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が児童養護施設等に一時保護専用施設を設置する等の整備を行う際の工事費又は工事請負費及び工事事務費、特殊附帯工事に必要な工事費又は工事請負費、解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>	<p>10分の9以内又は10分の7以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>				
<p>(21) 児童相談所一時保護所の生活向上のための環境改善事業</p>	<p>指定都市、児童相談所設置市</p>	<p>一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護所の生活環境の整備のために必要な改修等を行う際の報償費、共済費、旅費、需</p>	<p>10分の9以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当</p>				

		用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告費）、委託料、改修費、設備整備費、備品購入費、及び賃借料等	り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
(22) 一時保護専用施設改修費支援事業	指定都市、児童相談所設置市	一時保護所の定員超過解消のため、定員超過解消計画の採択を受けた自治体が一時保護専用施設を設置する際に必要な改修を行う際の改修費、設備整備費、賃借料及び備品購入費	10分の9以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
2 北海道社会的養護従事者処遇改善事業補助金 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く社会的養護を担う施設及び事業所に従事する者の処遇の改善を図ることを目的として予算の範囲内において交付する。	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所及び小規模住居型児童養育事業を行う事業所に従事する職員（職種を問わず非常勤職員を含む。ただし、	社会的養護従事者処遇改善事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金	10分の10 （寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する書類	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する書類	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課 児童相談係	書類は、総合振興局又は振興局の保健福祉部を経ること。

	法人役員を兼務する施設長を除く。)とし、補助の対象者は、その職員の処遇改善を実施する事業者とする。							
3	<p>保育所等に係る給食原材料費等支援事業費補助金</p> <p>コロナ禍で原材料費の物価高騰の影響が進んでいる状況下でも、保護者負担を増額することなく、保育所等においてこれまでどおり給食等が提供できるよう、必要な経費の一部を支援することで、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>私立認可保育所、私立認定こども園（幼稚園型を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づいて届出を行っている私立認可外保育施設で道が所管するもの</p>	<p>補助対象者における給食等に係る原材料費</p> <p>※令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に発生したものに限る。</p>	<p>10/10以内</p> <p>（寄附金その他の収入額があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入額の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 その他別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部</p> <p>提出期限 別に指示する日</p> <p>提出先 保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課</p>	<p>提出の際は各総合振興局（振興局）社会福祉課を経由すること。</p>